

税理士に対する損害賠償請求権の消滅時効とその起算点

TKC関東信越会茨城支部
布川 博

はじめに

税理士に対する損害賠償請求事例が増加している。医療過誤事件にみられるように、専門家に対して損害賠償請求をするのことに對する心理的抵抗の減少という社会背景、さらに、税理士の場合「税理士職業賠償責任保険」の普及もその要因として考えられる。

その損害賠償請求権からいつになったら解放されるのか、これが損害賠償請求権の消滅時効の問題である。

一、税理士に対する損害賠償請求の法的根拠

税理士に対する損害賠償請求権の消滅時効については、税理士法をはじめ特別に法の定めがなく、民法の規定に従うことになる。

税理士に対する損害賠償請求の根拠となるのは、民法415条（債務不履行による損害賠償）と民法709条（不法行為による損害賠償）であり、要件が具備されていれればいずれによっても請求することができる。いずれによるかによって消滅時効期間が異なる。

税理士に対する損害賠償請求事件の

裁判例でも両者があるが、債務不履行によるものが多い。

依頼者の税理士に対する損害賠償請求は、債務不履行による損害賠償請求か、不法行為による損害賠償請求のいずれかによって行われる。

二、債務不履行と不法行為との関係

契約関係にある当事者間で、故意または過失により損害が発生したとき、債務不履行、不法行為いずれを根拠に責任追及してもよいとする説（請求権競合説とよばれている）と、債務不履行によるべきだとする説（法条競合説とよばれている）があるが、前者が判例・通説である。従って、依頼者の税理士に対する損害賠償請求も債務不履行、不法行為いずれを根拠にしても請求することができる。

債務不履行による損害賠償（民法415条）は契約関係にある当事者間に適用される規定である。税理士が税務申告業務を受託すると、税理士は申告業務を行うという債務を負担するとともに、報酬を受け取ることができるという権利（債権）を取得し、他方依

頼者は申告業務をしてもらうという権利（債権）を取得するとともに、報酬を支払うという債務を負担する契約の当事者となる（注1）。その契約につき債務不履行（債務の本旨に従った履行がなされなかったこと（民法415条）

により損害が発生し、例えば、税理士の申告業務の誤りにより税額が過大となった場合、債務不履行を根拠として、依頼者は税理士に損害賠償を請求することができる。

不法行為による損害賠償（民法709条）は、交通事故による加害者と被害者のように契約当事者としての債権債務関係にない場合における損害賠償についての定めであるが、要件を満たせば契約当事者間における損害についても、不法行為を根拠に損害賠償責任を追及することができる。従って依頼者は債務不履行によらず、不法行為による損害賠償請求をすることもできる。しかし、例えば交通事故による加害者と被害者のように契約当事者としての債権債務関係にない場合、「債務の不履行」という前提を欠くので、不法行為を根拠として請求できるのみで、債務不履行を根拠として損害賠償請求をすることはできない。

税理士が粉飾して作成した決算書を信じて債務保証をした保証人が、被保証人が倒産し保証債務の履行を余儀なくされたとして、税理士に対し不法行為を根拠として損害賠償請求をした事例がある。この場合、税理士と債権保証した者とは、契約当事者として債権債務関係にないので、債務不履行を根拠として損害賠償請求することはできない。

（注1）税理士との委嘱契約は、委任と準委任の混合契約と解されている。民法643条には「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」とあるが、法律行為に限らず準法律行為も含まれる。法律行為とは、意思表示が要となり、その内容に従って権利関係の変動を生ずるものを通例とする行為をいう。税務では、承認申請・不服申立がこれにあたる。準法律行為とは、権利変動を目的としない意向の表明をいい、税務では納税申告や事業年度の変更の届出等がこれにあたる。

また、民法656条には「この節（委任）の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。」とあり、主張・陳述等の事実行為についても委任の規定が適用される。

三、債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効

1. 消滅時効は10年である
民法415条には「債務者がその債

務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなつたときも、同様とする。」と、損害賠償責任の成立要件について定められているが、同条に消滅時効について定めはない。

債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効について、その損害賠償請求権はその元となつた債権が変化したものであるから、その元となつた債権の消滅時効期間及びその起算点が適用されるとされている。

本稿で取り上げている税理士に対する損害賠償請求権の消滅時効についてはその元となる債権——税理士に税務申告という役務の提供を受ける権利（債権）——について定められている。消滅時効が適用されることになる。この債権は短期時効を定める民法169（1）74条等には該当せず債権等の消滅時効について定めている民法167条が適用される。同条第1項は「債権は、10年間行使しないときは、消滅する。」と定められており、債務不履行による税理士に対する損害賠償請求権の消滅時効は10年である。

2. 時効の起算点と時効期間の計算
消滅時効の起算点については、民法166条1項に定めがあり「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」とある。「権利を行使することができる時」とは、一般的には

履行期のことであり、例えば支払期限のある金銭債権であれば弁済期がこれにあたる。

債務不履行による損害賠償請求権の場合、前述の通りその損害賠償請求権はその元となつた債権が変化したものであるから、その元となつた債権の履行期が時効の起算点となる。税理士に申告をしてもらうというような役務の提供をうける権利（債権）であればその履行期限がこれに当るだろう。

税理士が、委嘱を受けた業務の内容が各種税金の申告であればそれぞれの申告期限、各種届出・申請であればそれぞれの届出・申請期限が履行期であり、権利を行使することができる時と考えられる。但し依頼者と税理士との間に申告期限前に申告等をするとの合意がある場合は、合意した期限が起算点となると考えられる。期限後に税務申告等の委嘱があつた場合も当事者が合意した期限が起算点となるだろう。

債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効は、権利を行使することができる時から10年である。
税理士が、税務申告、各種届出・申請の委嘱を受けた場合、当事者に期限について特段の合意がない限り、申告・届出・申請の法定期限から10年が、税理士に対する債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効と考えられる。

（注2）

（1）債務不履行による損害賠償請求権が発生する要件として一般的に、①債務不履

行の事実があること、②債務不履行の事実が債務者の責めに帰すべき事由によるものであること、③債務不履行と因果関係のある損害が発生していること、とされている。それぞれの内容については省略する。

（2）債務不履行の態様

債務不履行には①履行遅滞②履行不能③不完全履行の3態様があるとされている。

①履行遅滞とは、履行が可能なのに履行期が過ぎても履行しないことである。税理士業務では、期限までに申告書・申請書・届出書等を提出しなかった場合等がこれにあたる。

②履行不能とは、契約成立時には履行が可能であったものが、債務者の故意・過失によって履行が不可能になつた場合をいう。税理士業務では事例は考えにくい、依頼者から預かつた書類を紛失したことにより税法上の特典の利用が不可能となればこれにあたる。

③不完全履行とは、履行はされたが不完全な場合のことである。不完全な履行では「債務の本旨に従いたる履行」とはならない。債務不履行による損害賠償請求では最も多い。税理士業務では、不完全な申告書・申請書・届出書等の作成や、税務相談に対する指導の誤りなどがこれにあたり、税理士に対する損害賠償請求でも大部分がこれによるものである。

（注3）損害賠償請求権は一種の金銭債権であるが、債権は金銭債権に限らない。債権とは一定の行為を請求する権利である。民法399条では「債権は、金銭に見積もることができるものであつても、その目的

とすることができる。」と定めている。委嘱契約に基づき依頼者が税理士に対し税務申告等をしてもらうという役務の提供を受ける権利もこゝでいう債権である。

四、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効と除斥期間

民法724条では、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効と除斥期間について定めている。（注4）

1. 消滅時効は3年である

（1）民法724条前段では「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時から3年間行使しないときは、時効によつて消滅する。」と定めている。3年の消滅時効は、債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効10年と比べ短く感じるが、債務不履行が「権利を行使することができる時（履行期）」から時効が進行するのに対し、不法行為による場合は「損害及び加害者を知りたる時」から時効が進行し、その開始時期が異なる。
（2）税額が過大だつたとして依頼者が税理士に対し不法行為による損害賠償請求をする場合、過大であることを知つた時が消滅時効の起算点となる。

2. 除斥期間は20年である

（1）民法724条1項後段には「不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする（消滅する）」とあるが、こ

五、中断・停止

れは除斥期間と解されている。除斥期間には中断がなく、この点が消滅時効との大きな違いである。但し、停止は認めるべきだとする説が多数である。援用が不要とされる点も消滅時効と異なる。中断、停止、援用については後述する。

(2) 税理士業務の場合、除斥期間の起算点となる「不法行為の時」とは具体的にどの時点となるのか。一般的には申告をした時（申告期限とは限らない）が起算点となる。

委嘱を受けたにも係わらず無申告であつた場合は申告期限に作為義務違反による加害行為があつたとみて申告期限がその起算点となるのではないかと考えられる。

不法行為による損害賠償請求権の消滅時効は損害及び加害者を知りたる時より3年である。税理士に税務申告を依頼したが税理士のミスにより税額が過大となつてしまつた場合は、その過大であつたことを知つた日が消滅時効の起算点となるだろう。除斥期間は不法行為の時から20年である。税理士業務の場合、一般的には申告をした時が起算点になるが、無申告の場合は申告期限が起算点になるだろう。除斥期間に中断はない。

（注4）不法行為による損害賠償請求権が発生する要件として一般的に、①権利侵害の事実があること、②権利侵害が故意・過失によるものであること、③権利侵害と因果関係のある損害が発生していること、とされている。それぞれの内容については省略する。

消滅時効を伸張させる制度として中断と停止がある。

1. 中断

(1) 中断事由が生じると、それまで進行した時効の期間は零となり、中断事由が終了したときから新たに時効が進行する。民法147条では「時効は、次に掲げる事由によつて中断する。1. 請求

2. 差押え、仮差押え又は仮処分

3. 承認」と中断事由を定めている。

中断といつても、単に時効の進行がストップするのではなく、それまで経過した時効期間をなかつたものとするところが、2に述べる一定期間時効の進行をストップするだけの停止とは異なる。

(2) 請求は何らかの形で裁判所が関与する手続であることが要求されており、裁判上の請求（民法149条）、支払督促（民法150条）、和解及び調停

の申立て（民法151条）、破産手続参加等（民法152条）がある（これらにつき却下、取下げや取消しなどあつた場合は中断の効力は生じない）。

口頭又は単に書面で請求しただけのものには催告と呼ばれ中断の効力はない（内容証明付郵便でも同じである）。但し、6カ月以内に裁判上の請求その他裁判所の関与する手続を行えば中断の効力が生じる（民法153条）。尚、催告は一回的なものであり、一度催告をして6カ月経過直前に再度催告する

ことにより当初の催告の効力を継続させることはできない。（大判大正8・6・30）。

(3) 差押え、仮差押え又は仮処分は、債権の実現または権利保全のため、裁判所への申立てにより行う手続である。差押えは民事執行法に、仮差押え、仮処分は民事保全法に定めがある。差押え、仮差押えが金銭債権の実現、保全のための手続であるのに対し、仮処分は主に金銭債権以外の債権を保全するための手続である。

(4) 承認は、債務者が債権者に債務の存在を認めることである。書面である必要はないが、口頭よりは書面の方が承認の事実の証明には有利だろう。利息の支払は元本の承認に、一部弁済は残額の承認となる。

(5) 民法157条1項では「中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。」と定めている。

中断事由ごとに中断の効果が生じる時点と新たに時効の進行が開始する時点を示すと次の通りである。

① 請求

a. 裁判上の請求（149条）は、訴えの提起の時に中断の効力が生じ、裁判の確定した時から新たに時効が進行する（翌日が第1日目となる。以下、同じ）。

b. 支払督促（150条）は申請の時に中断の効力が生じ（大判明治40・4・11は送達によつて効力を生じ、申請の時に遡求するとしている）、

相手方から異議申立てがあり訴訟になればその裁判が確定した時、訴訟に終わつた時に新たに時効が進行する。

c. 和解及び調停の申立て（151条）は申立ての時に中断の効力が生じ、当事者が裁判所に出頭し弁論することで中断が終了し新たに時効が進行する。但し、相手方が出頭せず、または和解・調停が調わないときは、1カ月以内に訴えを提起しなければ中断の効力は生じない。

d. 破産手続の参加等は、債権者として債権の届出をしたときに中断の効力が生じ、破産手続が終了した時に中断が終了し新たに時効が進行する。

② 差押え、仮差押えまたは仮処分

a. 差押えは、競売開始決定が債務者に送達された時、またはその前に競売開始決定の登記がされたときはその時、ただし動産の差押えについては動産執行の申立てをしたときに中断の効力が生じ、競売代金受領の時に残りの債権の中断が終了し新たに時効が進行する。

b. 仮差押えは、仮差押え通知が債務者に送達された時、またはその前に仮差押えの登記がされたときはその時、ただし動産については動産執行の申立てをした時に中断の効力が生じ、仮差押え登記抹消した時に中断が終了し新たに時効が進行する。

c. 仮処分は主に金銭債権以外の債権を保全する手続であるので省略

③ 承認
承認は、それが相手方に到達したときに効力が生じ、その時から新たに時効が進行する。

承認が口頭であれば、その時に中断し新たに時効が進行する。

(6) 確定判決その他確定判決と同一の効力を有するものによって時効が中断した場合は民法174条の2第1項により、その裁判が確定した時から10年が消滅時効となる。

(7) 中断に回数制限はない。従って消滅時効である10年の1カ月前に中断をし、さらにそこから10年の1カ月前に中断と債権がある限り中断手続きをして、消滅時効の完成を阻止することができる。

2. 停止

民法161条では「時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から2週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。」と、停止を定めている。

大地震のような天災により、時効中断の継続をすることが困難な場合の救済措置である。

時効完成間際に同条で定める事由があった場合、その事由が消滅した時から2週間は時効が完成しないから、その事由が消滅してから2週間以内で中断の続きをすれば、その効果が発生し、それまでに経過した時効期間は零

となり、新たに時効の進行が開始することになる。

中断事由が発生するとそれまで進行した時効期間は零となり、中断事由が終了したときから新たに時効が進行する。債務不履行による請求であれば中断事由が終了してから10年、不法行為による請求であれば3年で消滅時効が完成する。

ただし、中断事由が裁判上の請求等であれば新たな消滅時効期間は裁判が確定してから10年となるので、不法行為による請求の中断事由が裁判上の請求の場合は、その裁判が確定してから3年ではなく10年が消滅時効期間である。

例えば、税理士に対し依頼者が「あなたの間違った申告によって〇〇円税額の過大納付による損害を受けた」と言い、税理士が「はい、その通りです」と言えば承認となり時効が中断しその時から新たに時効が進行する。

依頼者が税理士に対し訴えの提起により損害賠償請求をすると時効が中断するが、中断後の新たな消滅時効期間は、債務不履行による場合も不法行為による場合もその裁判が確定したときから10年である。

六、援用・放棄

1. 消滅時効の効果は援用によって生じる（民法145条）。援用とは、債務者が消滅時効が完成していることを主張することであるが、裁判外でも構わない。

2. 時効完成後に時効の利益を放棄することができるが、完成前に放棄することはできない（民法146条）。

時効が完成した後、一部弁済や弁済の猶予を求めるなど債務の存在を前提とする行為（自認行為というが時効完成前であれば承認とされる）があると信義則（民法1条2項）上、その後その債務について時効を援用することは許されないとされている。

消滅時効が完成しても、法的に請求権を行使する途が閉ざされただけで損害を発生させたという事実まで消えるものではない。そこで、税の専門家としてのプライドと良心が許さないとして、消滅時効完成後に時効を援用せず損害額を弁済という選択肢もある。ただし、一部弁済は自認行為となり残額につき時効の援用をすることはできない。

七、債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効の適用関係

例えば、税理士が確定申告の委嘱を受けたが、申告内容に不備があり損害が発生したとする。申告した時から10年経過前であれば、債務不履行による損害賠償の請求ができる。「損害及び加害者を知りたる時」から3年を経過する前であれば、不法行為による損害賠償の請求もできる。

申告した時から10年を経過すると債務不履行による損害賠償請求はできなくなるが10年経過後に「損害及び加害者」を知ったのであればその時から3年を経過する前までは不法行為による

損害賠償請求をすることができる。但し、申告をした時から20年（除斥期間）を経過するとそれでもできなくなり、法的手段で責任を追及する手段はすべて消滅することになる。

おわりに

税理士に対する損害賠償請求権の消滅時効に限定した文献等が少なく、文中、税理士に係る部分は私見に基づくものであることをお断りしておきたい。尚、税理士法44条以下に定められている懲戒、58条以下に定められている罰則に期間制限の定めがないが、税理士に対する損害賠償請求権の消滅時効とは全く別な問題である。稀ではあるが、誤解があるようなので付言しておきたい。

前者は行政刑罰、行政罰といわれるが、国が行政刑罰、行政罰をいつまで行使できるのかという刑法の領域、後者は、私人間において、損害賠償請求権はいつまで行使できるかという民法の領域であり、その法領域が異なる。

〔参考文献〕

- 四宮 和夫 「請求権競合論」
- 我妻 榮・有泉 亨・清水 誠・田山輝明 「我妻・有泉 コンメンタール民法 総則・物権・債権 【第2版追補版】」
- 我妻 榮 「新訂 民法総則（民法講義Ⅰ）」
- 内田 貴 「民法Ⅰ」総則・物権総論
- 内田 貴 「民法Ⅱ」債権各論
- 内田 貴 「民法Ⅲ」債権総論・担保物権
- 酒井 廣幸 「統 時効の管理」新版